

# 霧島市公共施設マネジメント計画 骨子案

I.	<b>霧島市公共施設マネジメント計画</b> .....	1
1.	はじめに.....	1
1-1	計画策定の目的.....	1
1-2	マネジメント計画について.....	2
(1)	マネジメント計画の体系・位置付け.....	2
(2)	対象施設.....	2
(3)	計画期間および計画の見直し.....	2
(4)	計画策定にあたっての基本的な考え方.....	2
(5)	公共施設マネジメント計画の策定プロセス.....	3
2.	本市の公共施設の現状・課題及び公共施設マネジメントに係る基本的な考え方.....	4
2-1	本市の公共施設の現状・課題.....	4
(1)	施設保有の観点.....	4
(2)	人口動態の観点.....	4
(3)	財政の観点.....	4
(4)	体制の観点.....	4
2-2	公共施設マネジメントに係る基本的な考え方(基本方針).....	4
(1)	地区の特性に応じた公共施設マネジメントの推進.....	4
(2)	ニーズの変化に対応した適切な公共施設サービスの提供.....	4
(3)	公共施設の維持管理や更新に関するコストの縮減.....	4
(4)	市民協働・民間活力を活用する.....	5
(5)	庁内をあげて総合的な取組みとして推進する.....	5
3.	公共施設マネジメント推進のための取組み.....	6
3-1	基本方針を踏まえた今後の取組みの方向性.....	6
(1)	施設保有量の見直し・適正化(総量の縮減).....	6
(2)	施設の維持補修に係る方針の見直し(長寿命化推進).....	8
(3)	施設運営の見直し(財源確保等).....	8
(4)	維持管理業務効率化.....	8
3-2	用途・市街地及び中山間地域の特性を踏まえた取組みの方向性.....	9
(1)	行政系施設.....	9
(2)	市民文化系施設.....	10
(3)	学校教育施設.....	11
(4)	スポーツ・レクリエーション系施設.....	12
(5)	公営住宅.....	13
(6)	その他施設.....	14
3-3	本市のまちづくりの課題・今後の方向性.....	16
(1)	市街地・中山間地域が抱える課題(困りごと).....	16
(2)	まちづくりの方向性.....	18
3-4	本市の公共施設マネジメントの方向性.....	19
(1)	市全体として推進する事項.....	19
(2)	市街地・中山間地域の実態を踏まえ推進する事項.....	19
4.	地区別の公共施設マネジメントの方向性(地区計画).....	22
4-1	国分地区.....	22
4-2	溝辺地区.....	22
4-3	横川地区.....	22
4-4	牧園地区.....	22
4-5	霧島地区.....	22
4-6	隼人地区.....	22
4-7	福山地区.....	22
II.	<b>参考資料</b> .....	23

## I. 霧島市公共施設マネジメント計画

### 1. はじめに

#### 1-1 計画策定の目的

本市は全国の類似市に比べ財政基盤が脆弱で、独自に収入できる財源である自主財源の構成比率が低い状況にあります。また、主要財源の一つである地方交付税（普通交付税）の合併特例措置が平成32年で終了し、平成33年度の地方交付税（普通交付税）は、平成25年度と比較して、年間約50億円減少（決算ベース）する見込みです。

これらを踏まえこのような中、合併直後の平成18年に、「予算規模の適正化（財源不足による基金取り崩しの原則禁止）」、「市債残高の縮減」、「基金の涵養」を3つの重点事項として定めた「霧島市経営健全化計画」を策定し、さらに平成23年に、平成33年度以降、財源不足による基金取り崩しを原則としてしないことを目標とする「霧島市経営健全化計画（第2次）」を策定し、財政改革を積極的に推進しているところです。この結果、平成25年4月1日現在で、職員数を263人、18.4%減少させ、年間約19億円の人件費を削減したほか、市の借金である地方債残高を約133億円減少させ、財源調整に活用できる財政調整、減債、特定建設の3基金の残高は約37億円増加しました。

しかしながら、予算規模の適正化については進捗が遅れており一段の努力が必要です。

一方、本市が保有する公共施設の総床面積は約82.2万㎡であり、その多くは合併以前に旧市町が各々の方針に基づき整備してきたもので、市民1人あたりの床面積に換算すると、6.5㎡/人となり、人口規模が類似する地方公共団体と比較して非常に高い値となっており、非常に多くの施設を保有していることがわかります。

さらに、公共施設を取り巻く環境はそれぞれの施設が整備された当時とは大きく変化しており、人口減少・少子高齢化、市民のライフスタイルや施設に対するニーズの変化等に柔軟に対応していくことが求められているほか、約4割の施設が築30年以上を経過していることを考えると、施設の改修・更新などへの対応も今後ますます必要となってくることなど、今後の公共施設のあり方について、方向性を示し対処していくことが喫緊の課題です。

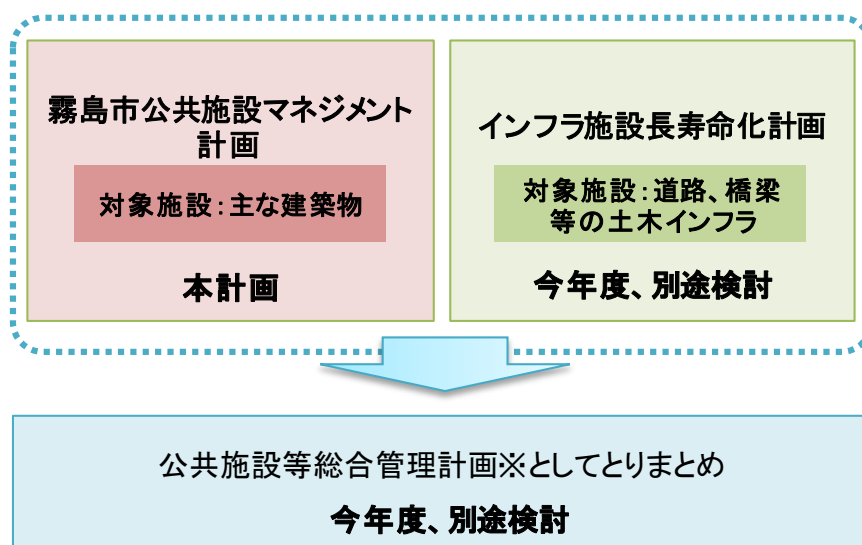
また、1市6町が合併した本市の持つ魅力の多様性は、行政課題の多様性と表裏一体であり、地区の特性に応じた施設サービスが求められています。

以上のような公共施設を取り巻く現状や環境の変化を勘案し、将来にわたって健全な財政運営を堅持しながら本市にふさわしい公共施設サービスを提供していくために、「霧島市公共施設マネジメント計画」を策定し、公共施設が抱える様々な課題を明確にするとともに、課題解決に向けた具体的な対策等を検討・立案して、着実に実施していく必要があります。

## 1-2 マネジメント計画について

### (1) マネジメント計画の体系・位置付け

- 「霧島市総合計画」では、まちの将来像を「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」としており、これを実現するための7つの政策分野の一つである「新たな行政経営によるまちづくり」で市民に開かれた行政の推進や質の高い行政サービスの提供を積極的に行い、健全で自立した財政運営を推進することとしている。
- 霧島市公共施設マネジメント計画は、この一環として策定されるものであり、個別に策定している長寿命化計画等の上位計画に位置付ける。
- 本計画に加え、道路、橋梁等のインフラ施設の取扱い方針を別途検討し、本年度中に公共施設等総合管理計画として取りまとめる。 等



※平成26年4月、総務省から全国の地方公共団体に対し、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、当該計画の策定要請が出されたところ

### (2) 対象施設

- 対象施設は道路橋梁及び上下水道などのインフラ施設を除いた延床面積 100 m<sup>2</sup>以上の公共施設とする。  
ただし、延床面積 100 m<sup>2</sup>未満の消防施設、集会施設等及び延床面積 50 m<sup>2</sup>以上の公営住宅は調査対象に含めること。また、個別の長寿命化計画を策定している施設も対象とする。

### (3) 計画期間および計画の見直し

- 計画期間は平成 27 年度から 40 年間であり、10 年を計画期間とする実施計画を 5 年ごとに見直す。

### (4) 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 計画検討に際しては、各地区の特色（強み）や課題（弱み）を整理したうえで、各々の特色を活かし、また、将来にわたり市民が安心して暮らすために、行政が提供すべき機能や公共施設の役割を検討していく。

- 保有する建物は、原則、予防保全の考え方にに基づき長寿命化を図るとともに、保有量の適正化（総量縮減）を図っていく。
- 昭和 50 年代に建設された建物の改修や更新への対応が大きな課題となることから、当該年代の建物のライフサイクルに留意する。 等

#### (5) 公共施設マネジメント計画の策定プロセス

- 平成 24 年度に副市長を委員長として、部長級で構成する庁内横断的な組織である「霧島市公共施設マネジメント策定委員会」（以下「庁内委員会」という。）を、その下部組織として、原案策定等の実務を行うグループ長級による「公共施設マネジメント計画策定タスク・フォース」（以下「タスク・フォース」という。）をそれぞれ設置し策定してきた。
- これらの検討組織に加え、平成 25 年 11 月以降、各地区の特色（強み）や課題（弱み）の整理及び地区の将来像の観点並びに、地域住民の暮らしの維持の観点から公共施設のあり方について中堅・若手職員（年齢 45 歳以下かつ職位が主査以下の職員）が意見交換を行うワークショップ（以下「ワークショップ」という。）を開催した。
- また、地区が目指すべき将来像、そのために提供すべき公共施設によるサービスの検討に当たっては、行政のほか市民や関係団体など多様な主体の参加により進めていく必要性から、市民（公募）、市民団体代表者等、有識者等で構成する「霧島市公共施設マネジメント計画策定検討委員会」（以下「外部委員会」という。）を設置し、検討するとともに、地域審議会や地区自治公民館連絡協議会等への説明会並びに、パブリックコメントなどの実施により、広く市民の意見を徴して策定作業を進めてきた。

## 2. 本市の公共施設の現状・課題及び公共施設マネジメントに係る基本的な考え方

### 2-1 本市の公共施設の現状・課題

#### (1) 施設保有の観点

- 本市が保有する公共施設の量は、類似団体と比べ極めて多く、今後必要となる更新や改修への対応が課題

#### (2) 人口動態の観点

- 市全体では今後人口減少局面を迎えているが、国分地区のみ当面は現状を維持していくことが予測されている。その他の地区はすでに人口減少、高齢化が進行
- 社会経済状況が変化する中で市民の豊かさに対する価値観、ライフスタイルは多様化しており、公共施設に対するニーズの変化への対応が課題
- 人口が増加する地区と既に人口減少・少子高齢化が進行している地区があり、公共施設の需給に関わるミスマッチが生じている。地区の実態に即した対応が課題

#### (3) 財政の観点

- 合併以来、扶助費が年々増加しており、これに伴い義務的経費が増加傾向である。今後、状況が一層厳しくなる見通しとされている中で、公共施設の維持補修、更新に係るコストにどのように対応していくかが課題
- 人口減少、高齢化の伴う税収が減少するほか、今後、地方交付税の合併特例措置が終了するため、財源不足を生じないよう、中長期的見通しに立った行政経営が必要

#### (4) 体制の観点

- 現状を的確に把握するために必要となる公共施設データが一元化されていないことが課題
- 市内の施設を横断的に管理する取組みを推進するための体制を強化していくことが課題

### 2-2 公共施設マネジメントに係る基本的な考え方（基本方針）

#### (1) 地区の特性に応じた公共施設マネジメントの推進

- 地区の将来像を見据えた公共施設の役割の明確化および計画の策定・推進
- 多様な主体の参画機会の創出

#### (2) ニーズの変化に対応した適切な公共施設サービスの提供

- ニーズの把握
- 効果的な手法の検討・実施
- 見直しに伴う市民への影響の把握・対応

#### (3) 公共施設の維持管理や更新に関するコストの縮減

- 施設保有量の見直し・適正化（現在保有する総床面積のうち約40%を維持）
- 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化の推進）（原則RCは80年を基本とする）
- 施設運営の見直し
- LCCの縮減や平準化を着実に進める方策の検討

**(4) 市民協働・民間活力を活用する**

- 市民団体、地域住民との協働
- 使用料の見直し・受益者負担の見直し
- 民間活力の活用
- 民間施設の活用
- 公共施設への民間サービスの誘致
- 歳入増のための取組み
- 発注方法や長期包括契約など契約上の工夫の整理

**(5) 庁内をあげて総合的な取組みとして推進する**

- 着実なマネジメント推進のための体制の強化

### 3. 公共施設マネジメント推進のための取組み

#### 3-1 基本方針を踏まえた今後の取組みの方向性

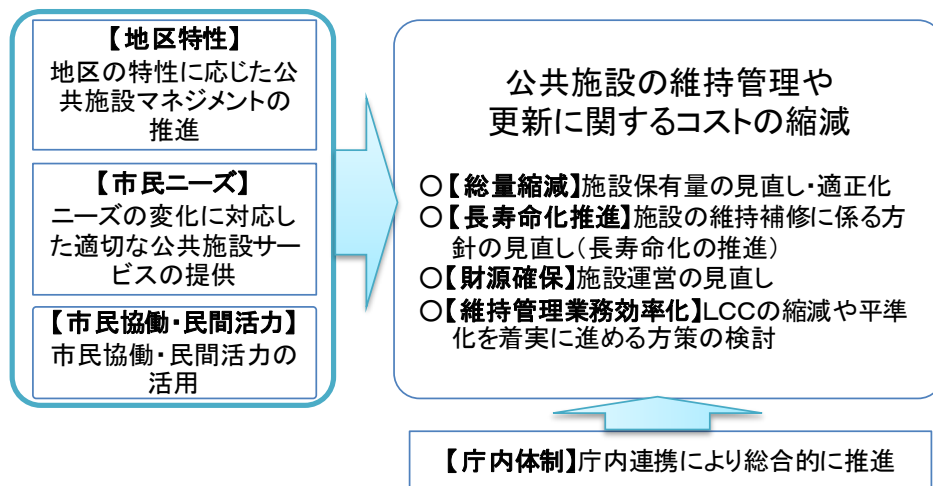
- 基本方針では、長寿命化推進を前提として、財政的観点から今後維持し続けることが可能な施設総量は4割程であることを示し、今後、施設保有量の見直し・適正化等を図っていくこととしている。
- 方針を踏まえ、当面の間、本市が進めるべき取組み, および取組み推進のための留意事項を下記の通り整理した。

##### 【今後推進する取組み】

- 施設保有量の見直し・適正化（施設総量の縮減）
- 施設の維持補修に係る方針の見直し（長寿命化の推進）
- 施設運営の見直し（財源の確保）
- LCCの縮減や平準化を着実に進める方策の検討（維持管理業務の効率化）

##### 【取組み推進にあたり留意すべきこと】

- 本市では、これらの取組みを、地区特性、市民ニーズを踏まえ推進するとともに、市民との協働や民間活力の活用を図ることで効果の最大化を図っていく。また、庁内連携を図り総合的な取組みとして推進していく。

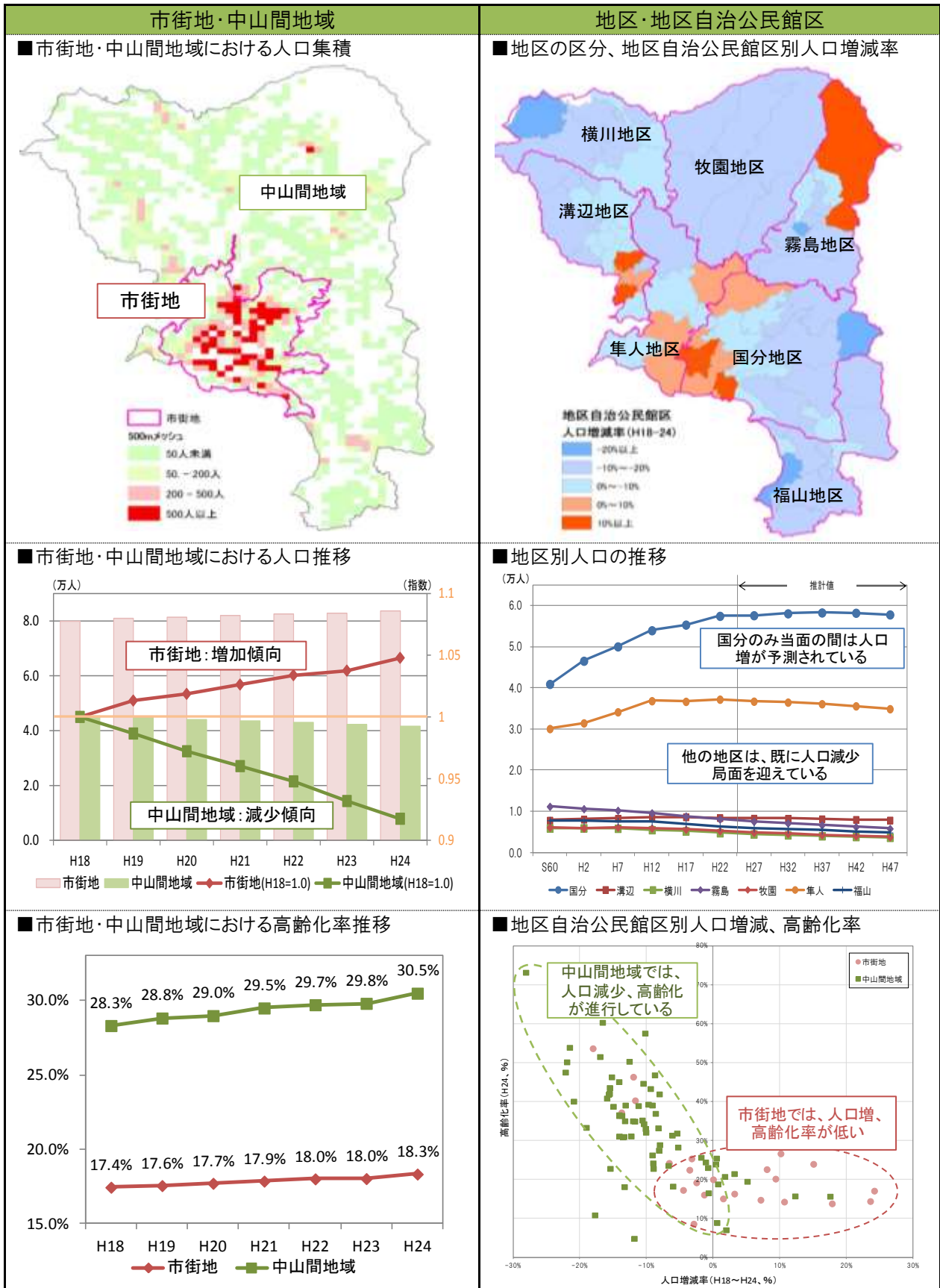


#### (1) 施設保有量の見直し・適正化（総量の縮減）

- 公共施設の特性を踏まえた総量縮減の方向性を検討するため、ここでは保有量の大きい主要5用途を中心として用途別の実態・課題を整理し、課題解決の方向性を整理する。
- 本市においては、合併後も旧市町が整備した施設を維持してきたことが課題であることから、市全体として1つあれば良い施設、地区毎に必要な施設等の観点から機能の重複を排除していく。
- また、地域の生活への影響の大きい施設（公営住宅、学校教育施設、市民文化系施設等）については、地域特性、まちづくりの方向性等を踏まえ検討する。  
本市の地域特性としては、市街地・中山間地域、地区（旧市町）ごとのによる人口動態、産業等の差異が挙げられるが、ここでは、本市を地区の境界を越えて横断的に俯瞰することができる市街地・中山間地域の区分により整理を行う。  
なお、国分地区、隼人地区では、市街地および中山間地域の両面を有しており、その他の地区は中山間地域に分類される。



図表 地域特性に係る整理の視点(市街地・中山間地域、地区・地区自治公民館区)



## (2) 施設の維持補修に係る方針の見直し(長寿命化推進)

- 長寿命化に関しては、当面、以下に関する事項等を庁内で検討し、基本的な方向性を示す
- 検討結果については、必要に応じて本検討委員会において報告する。

### 1) 長寿命化対象施設の考え方の整理

- 今後も維持する施設を対象に予防保全の考え方に基づく、計画的な維持補修を施すことで長寿命化を図る。ここでは、財政的制約の中で、優先的に維持補修を図る施設の優先度（例えば、地域の拠点施設（3-3参照）、災害時の防災拠点施設等）についても併せて整理することが考えられる。
- その他施設は、安全性に配慮しつつ部位・部材、設備等に不具合・故障などが発生してから対応する事後保全により、最低限の補修にとどめ、施設の廃止、除去の時期等を検討することが考えられること等を示す

### 2) 耐用目標年数に係る考え方の整理

- 基本方針では80年（RCを想定）としている。今後、構造、用途などにより分類してそれぞれの目標年次を具体的に示していく。

### 3) 長寿命化推進に必要な体制等の整理

- 財政的な制約の中で、効率的に長寿命化を推進するため望ましい体制のあり方を整理する。（営繕、財務等の関係部局の密な連携による計画管理体制の構築等）。

## (3) 施設運営の見直し(財源確保等)

- 施設の特性を踏まえた取組みが求められることから、用途別に検討する。

## (4) 維持管理業務効率化

- 施設の特性を踏まえた取組みが求められることから、用途別に検討する。

### 3-2 用途・市街地及び中山間地域の特性を踏まえた取組みの方向性

#### (1) 行政系施設

- 行政系施設のうち特に庁舎機能に着目すると、溝辺総合支所、霧島総合支所、牧園総合支所、福山市民サービスセンターでは、合併等による空きスペースが発生しており、その有効活用等が課題である。  
一方、国分庁舎は、旧国分市時代に整備された庁舎であり、執務スペースの絶対的な不足が課題であり、現在機能の拡充に係る検討が進められている。その他、隼人庁舎、近年整備された横川総合支所、福山総合支所においては、今後予定されている本庁方式移行後の職員数等を見据えた施設構成である。
- 庁舎周辺には、保健センター、公民館などの施設が立地しており、庁舎の有効活用検討に当たってはそれらの施設の抱える課題などを含めた情報整理、総合的な検討が課題である。
- 牧園総合支所、福山市民サービスセンターは、それぞれ中心部から離れた高台、急斜面に位置しており、地区のお年寄りなど、車を利用できない住民にとってはアクセス性が課題である。
- 来訪者数、手続き数の実態等を踏まえ、当該支所（出張所）に必要とされる機能や配置人員に係る検討を行っていくことが課題である。

図表 庁舎及び総合支所の現状・課題

施設名称	現状・課題
国分庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>旧国分市の庁舎として、人口7万人規模を想定して建設されたことから、合併当初よりスペース面での絶対的な不足が指摘されている。</li> <li>合併後の国分庁舎への業務集約等が進んでいることから庁舎機能の拡充が必要とされており、本年度より庁舎増築の基礎設計に着手している。</li> </ul>
溝辺総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>本館(築35年)、別館(築54年)のほか、健康福祉センター(築20年)が併設されている。</li> <li>合併等による空きスペースが発生している。</li> <li>教育委員会のみ、みそめ館に配置されている。</li> </ul>
横川総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁方式移行後の業務規模を見据え、2013年に整備された(空きスペース等は無い)。</li> <li>教育委員会のみ、横川公民館に配置されている。</li> </ul>
牧園総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>牧園小・中、商店、銀行等が立地する牧園地区の中心地から離れた高台に位置し、アクセス利便性に課題を抱えている。</li> <li>合併等による空きスペースが発生している</li> </ul>
霧島総合支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併等による空きスペースが発生しており、その利活用に係る検討が地域住民により進められている。</li> </ul>
隼人庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在空きスペース等は生じていない。庁舎周辺にはすこやか保健センター、旧保健センター、隼人公民館、隼人農村環境改善センター、隼人図書館などが立地している。</li> </ul>
福山総合支所 福山市民サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>福山総合支所、福山市民サービスセンターにより構成される。</li> <li>福山市民サービスセンターはかつて福山総合支所として活用された施設を引き続き活用しているが、一日平均利用者数は少ない。また、斜面に立地しており、災害時の危険性や高齢者等のアクセスに課題が指摘されている。 隣接する福山公民館別館は耐震性に課題があるため閉鎖されている。</li> </ul>

- 以上のような課題認識を踏まえ特に、中山間地域に立地する総合支所のうち、横川総合支所、福山総合支所を除く4施設に関する地区の拠点のあり方との関係性について検討を進める。

図表 行政系施設に係る今後の取組み方向

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
○ 市の中心、地区の拠点のあり方(まちづくりの方向性)との関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市の中心、地区の拠点に必要とされる役割・機能等に係る検討</li> <li>• 市の中心、地区の拠点のあり方の観点からのアクセス性、立地等に係る検討</li> </ul>	○	◎
○ 庁舎および周辺施設との関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁舎および庁舎周辺に立地する施設に係る、機能面の整理・分析、および拠点のあり方に係る検討を踏まえた見直しの必要性に係る検討</li> </ul>	○	◎
○ 国分庁舎、隼人庁舎と各総合支所の関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>• それぞれが保有すべき機能と、全ての庁舎、総合支所が保有する必要のない機能に係る関係性の整理</li> <li>• 相互補完のあり方に係る検討</li> </ul>	○	○

注) 「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取り組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「-」としている。

## (2) 市民文化系施設

- 市民文化系施設は、文化施設（霧島市民会館等）、集会系施設（公民館）、博物館等に分類される。
- 集会系施設は、コミュニティセンター、共同利用施設等、施設名、また、類似する機能を有する施設としては、図書館や歴史民俗資料館等の社会教育施設もみられ、分野横断的に整理していくことが課題である。設置目的は多種多様であるが、保有機能は類似しており、機能重複が課題である。特に市街地では施設総量が多く、その傾向が顕著にみられている。
- また、築年数が経過し更新が必要な施設が多いことも課題である。

図表 市民文化系施設の現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 集会系施設については、コミュニティセンター、共同利用施設等、施設名や設置目的は多種多様であるが、会議室、調理室等、保有機能が類似していることが多く、結果として近隣施設間で機能が重複していることが課題である。特に施設数の多い市街地ではその傾向が顕著である。</li> <li>• 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多いことも課題である。</li> </ul>
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 集会系施設については、コミュニティセンター、共同利用施設等、施設名や設置目的は多種多様であるが、会議室、調理室等、保有機能が類似していることが多く、結果として近隣施設間で機能が重複していることが課題である。</li> <li>• 築年数が経過しており、更新や大規模改修が必要な施設が多いことも課題である。</li> </ul>

- 以上のような課題認識を踏まえ、集会系施設については、地区のまちづくりの方向性に配慮するとともに、分野横断的に機能の視点から見直し、機能が重複する近隣施設は、機能統合の上廃止の方向で検討する。

- 大規模なホールなど、必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能（全市で1施設で足りるもの）については、全市的な観点から方針を検討し、その配置等を検討する。
- 歴史民俗資料館、郷土館など、必ずしも地区ごとに保有する必要のない機能（全市で1施設で足りるもの）については、全市的な観点から方針を検討し、その配置等を検討する。

図表 市民文化系施設に係る今後の取組み方向

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
○ 市の中心、地区の拠点のあり方(まちづくりの方向性)との関係性の整理	—	○
○ 地域コミュニティに必要な機能の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区の将来像を前提に、知己住民の生活支援、地域コミュニティの維持・活性化等に必要な機能を検討する。</li> </ul>	○	○
○ 保有機能の観点からの見直し、機能集約・複合化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区毎に保有する必要のない施設については、全市的な観点から見直しを図る</li> <li>既存の施設分類、所管部署にとらわれず、集会系機能を保有する施設を地域住民の生活、コミュニティ活動を支援する機能(コミュニティ支援機能)と位置付ける。</li> <li>コミュニティ等の支援の観点から機能重複する施設等については機能の集約・複合化を推進する。</li> </ul>	—	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取り組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「—」としている。

### (3) 学校教育施設

- 本市の児童生徒数は1990年代以降減少の一途をたどっている。現在の学校区は、旧市町時代から継承されてきたものであり、中山間地域の全ての小学校で学級数が適正規模を下回るなど、小中学校の小規模化が課題となっている。
- 小規模校に通う子どもを持つ親からは、子どもの教育水準を重視し一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる。一方、小規模校対策に係る議論には、子どもたちの教育水準の観点と、地域の拠点としての小学校の役割に係る観点の2面性を持っている
- これまで小規模校対策として、特認校指定による活性化が図られてきたが、一部を除く学校では児童生徒数は減少している。中山間地域では少子化に歯止めがかからず、特認校では自地域の子どもより他地域から通う子どもが多い学校もある

図表 学校教育施設に係る現状・課題

市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部、過大規模校への対応が求められており、平成22年度には、主に国分西小の過大規模対策として天降川小が分離新設されている。</li> <li>過大規模校対策としての学区の見直しは実施されている。</li> </ul>
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒数が減少し、複式学級を編成する学校も多く小規模化が課題である。</li> <li>特認校等の対策を講じているが、多くの学校では児童生徒数は減少の一途をたどっている。児童数が増加した学校では地域外から通う子どもが、地域の子ども数よりも多い学校も見られる。</li> <li>小規模校対策としての学区の見直しは合併以降行われていない。</li> </ul>

- 小規模校対策には、子どもの教育水準の維持・確保の観点、地域の拠点としての学校の役割といった2面性を持っている。

- 以上のような課題認識を踏まえ、特に、中山間地域における少子化はさらに進むことが予想されことから、子どもの教育環境をよりよいものにするということを前提とした、適正配置に係る検討として、統廃合による規模の適正化を視野に入れ検討に着手する。

図表 学校教育施設に係る今後の取組み方向

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
○ 小中学校の規模の適正化に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの教育条件をよりよいものにするということを前提に、学校の適正な規模の観点から小中学校の見直しを図る。</li> <li>• 見直しに当たっては、旧市町の区割にとらわれず、適正な配置に係る検討を行い、必要な場合は統廃合を行う。</li> </ul>	—	○
○ 地域コミュニティにおける役割・機能としてのあり方の検討	○	○
○ 特認校の役割、意義等に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの教育環境、地域コミュニティにおける役割の両面から特認校の検証を行い、今後の対応方針に係る検討を行う。</li> </ul>	—	○
○ 学校区再編後の取組みに係る検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもへの通学影響の変化、必要な支援に係る検討を行う。</li> <li>• 廃校跡地の地域コミュニティの活用等に係る検討を行う。</li> </ul>	—	○

注) 「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「—」としている。

#### (4) スポーツ・レクリエーション系施設

- 本市のスポーツ施設は、体育館や陸上競技場等の複数のスポーツ施設をあわせもつ総合運動公園が各地区に整備されていることが特徴であり、そのほかに、プール、体育館、武道場等6.1万㎡を保有している。
- レクリエーション系施設は、温泉施設と公園等（テーマパーク、キャンプ場・宿泊施設等）など約2.5万㎡を保有している。
- スポーツ施設、レクリエーション系施設ともに、その多くは合併以前に整備が進められた。合併以降、本市における既存施設の役割分担（ターゲットとする顧客層、提供サービス等）について、総合的な検討がされないまま、それぞれの施設をフルスペックで保有してきている。
- 多くの施設において指定管理者制度を導入し利用料金制のもと民間事業者により施設運営が行われているが、いずれの施設においても市側の委託料が発生しており、施設から生ずる収入による運営は困難である。

図表 スポーツ・レクリエーション系施設に係る現状・課題

スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>合併以前に、旧市町によって整備された施設が多く、総合的な検討がされないまま、各地区が施設を保有し続けている。</li> </ul>
レクリエーション系施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度を導入し、利用料金制の下運営がされているが、いずれの施設においても市側の委託料が発生しており、施設から生じる収入による運営は困難である。</li> </ul>

- ①主に各種競技大会での使用を想定し、各種競技連盟が指定した認証基準を満たす施設
      - ②主に市全域からの利用を想定し、市民の体力向上や健康の保持増進等を目的とする施設
      - ③主に地区・地域住民の利用を想定し、地域コミュニティの活性化等を目的とする施設（集会施設の多目的スペース、地区体育館等）
- レクリエーション系施設については、民営化、運営等に係る民間活力導入に係る検討を進める。

図表 スポーツ・レクリエーション系施設に係る今後の取組み方向

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の中心、地区の拠点のあり方(まちづくりの方向性)との関係性の整理 <ul style="list-style-type: none"> <li>ターゲットとする客層、施設の役割について整理する。</li> <li>市の戦略に基づく資料の改訂等、受益者負担のあり方を検討する。</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経営戦略に基づくスポーツ施設の再配置方針の検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>地区別に保有する必要のない施設については、市全体としての戦略に則り施設再配置を推進する。</li> </ul> </li> </ul>	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ レクリエーション系施設に関しては、民営化、運営等に係る民間活力導入に係る検討 等</li> </ul>	○	○

注) 「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「－」としている。

## (5) 公営住宅

- 本市の公営住宅の総床面積は 28.2 万㎡であり、市の施設保有面積の約 1/3 を占めている。そのうち約半数以上が築 30 年以上を経過しており、老朽化対策に係るコストが大きな財政負担となることが予測される。
- 管理戸数が多いため、日々の維持管理業務の効率化も課題となっており、特に保有量の多い市街地では、その傾向が強い。

- 中山間地域では、総じて空室率が高い(市平均 13%に対し、横川地区 23.8%、霧島地区 32.2%等)。また、築年数が 30 年以上経過した施設も多い。
- 平成 23 年、霧島市公営住宅長寿命化計画を策定し、廃止予定施設等の検討がされたが、解体費確保が課題となっている。

市街地	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 公営住宅の総床面積が多い。中でも築 30 年が経過する施設が占める割合が高いことから、更新や大規模改修等への対応が課題となるほか、日常的な維持補修など、維持管理業務の効率化が課題である。</li> <li>• 古く空室率の高い住宅、低層住宅等がみられ、資産の有効活用がされていないことが課題である。</li> </ul>
中山間地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人口減少地域において、老朽化し空室率が高い住宅が多い。特に横川地区などにおいて多く見られている。</li> </ul>

- 以上のような課題認識を踏まえ、当面、市街地、中山間地域ともに地域の人口動態、施設の老朽化、空室率の状況等を勘案しつつ総量の圧縮に向けた検討を進めていく。特に市街地では、低層住宅の建替による資産の有効活用、売却等を検討していくほか、中層住宅にあっても、公共関与による住宅供給の必要性が薄いと判断される場合は、売却をすすめるなどあらゆる可能性を視野に具体の施設再編のための検討に着手する。  
 具体の事業手法に関しては、P F I 等、民間活力を活用した事業スキームを導入することで、民間の資金・ノウハウを活用していくなど、幅広い手法の活用可能性を検討する
- また、維持管理業務に包括委託を導入する等、維持管理業務効率化に係る取組みを推進する。

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
○ 総量の圧縮 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 霧島市公営住宅長寿命化計画(平成23年霧島市)における廃止予定施設の除却を推進する。</li> <li>• 地域特性(人口減少・少子高齢化の進行状況)、空室率、老朽化等を踏まえ、公営住宅の除却、売却等を推進する。 等</li> </ul>	○	○
○ 資産の有効活用に係る検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 民間投資が見込める市街地中心部の施設については、民間活力を活用した建替えスキーム導入による建替えコストの抑制、家賃収入による収益拡大等、資産の有効活用に係る検討を行う。 等</li> </ul>	○	—
○ 維持・管理業務の効率化 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 包括委託等、民間活力を導入し維持管理業務の効率化を図る。 等</li> </ul>	○	○

注)「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取り組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「—」としている。

## (6) その他施設

- その他、上記に含まれない施設(約 11.4 万㎡)としては、供給処理施設(清掃センター、ごみ処理場、し尿処理場等) 3 万㎡、保健福祉施設(保健福祉センター、老人憩いの家、障がい者施設等) 2.4 万㎡、産業系施設(関平鉾泉販売所、畜産研修センター、お茶加工研修館、農産加工施設、農産物直売所、家畜審査場等) 1.5 万㎡、子育て支援施設(保育園、児童ク



ラブ) 1.0 万㎡が挙げられる。そのほか、駐輪場や斎場、旧市町時代に廃校となった学校等（旧福山小、旧佳例川小、旧本戸小、旧牧之原幼稚園）等が 2.3 万㎡となっている。

- 供給距離施設等のインフラに類する施設等を除くと、保健福祉施設、子育て支援施設等、必ずしも一つの建物として存在する必要はない施設も多く、市民文化系施設と同様、それぞれの設置目的は異なるが、機能面に着目し効率的なサービス提供を検討していくことが求められる。
- また、産業系施設は利用者が限定されている施設も見られていることが課題である。

図表 行政系施設に係る今後の取組み方向

今後の取組み方向	市街地	中山間地域
○ 主要 5 用途を中心とした施設再編に当たり、周辺に立地するその他施設の機能集約等を検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 庁舎、学校等空きスペースの活用可能性を検討する。 等</li> </ul>	○	○
○ 利用状況、利用者の属性等に係る実態整理、受益者負担の観点から使用料等の見直し	○	○

注) 「市街地」「中山間地域」欄は、取組みを、当該地域で推進する必要がある場合「○」としている。市街地、中山間地域の双方が「○」で、かつ、いずれかの地域が他方よりも重点的に推進する必要がある場合は、重点的に取組む地域を「◎」としている。なお、当該項目が該当しない場合は「-」としている。

- 以上のような課題認識を踏まえ、今後は、主要 5 用途を中心とした施設再編を図るにあたり、周辺に立地するその他施設が保有する機能の集約に係る可能性の検討を進める（例えば庁舎空きスペースへの保健センター、保健福祉センター等の集約化、学校の空き教室を活用した子育て支援機能の付与等）
- また、農業加工施設等の産業系施設については、現在の利用状況、利用者の属性等の実態を整理し、受益者負担の観点から使用料の見直しを図る。

### 3-3 本市のまちづくりの課題・今後の方向性

#### (1) 市街地・中山間地域が抱える課題(困りごと)

- 本市は市街地（国分地区、隼人地区の平野部）および中山間地域（市街地を除く地域）において地域の実態は大きく異なる。
- 市街地においては依然として人口が増加する地区自治公民館区も多くみられ、地域コミュニティに対する意識の希薄化等が課題として挙げられている。一方、中山間地域では既に少子高齢化が深刻化する地域も多く、地域コミュニティの衰退、車を自由に使えない高齢者等の通院や買物に係る移動手段、小中学校の小規模化等が課題として挙げられる。

図表 市街地及び中山間地域における主な地域の困りごと



図表 市街地及び中山間地域における地域の実態(カテゴリー別の整理)

カテゴリー	市街地	中山間地域
地域コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○転入人口の多い地域では近所づきあい、コミュニティ意識の希薄化が進んでいることが課題</li> <li>○地区自治公民館区における地域活動等への参加は高齢者が多い。今後高齢化進行することで活動・組織の継続が困難となることが想定される。</li> <li>○独居老人が増加しており、自治会や老人会等での見守り体制だけでは不十分である。</li> <li>○地域住民からは、地域活動の場所が十分ではないとの指摘がある。一方で、市街地には、会議室や調理室機能を有する公共施設が多い。既存施設の住民への開放 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人口が減少・少子高齢化が進行しており、地区単位でみると、牧園地区や霧島地区では高齢化率が37%前後でとなっている。さらに地域コミュニティ地区自治公民館区)単位でみると50%~70%に及ぶ地区もみられている。</li> <li>○地域によっては、自治会、老人クラブ等の参加加入率は低く、伝統行事、祭りなどが途絶える地域もあり、地域の消滅に対する危機意識が高い。</li> <li>○一部地域においては、民間企業が地域コミュニティへの参加を希望する例、大学等が参画し活性化のための取組みを展開する例も見られる。 等</li> </ul>
教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一部、過大規模となっている小学校がみられる。平成22年度、国分西小の過大規模校対策として天降川小学校が分離新設され、過大規模校対策として学区の見直しが行われた。 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの数が減っており、複式学級を編成する小学校も多い。</li> <li>○小規模校に通う児童の親からは、一定規模の学校に通わせたいという声も聞かれる。</li> <li>○小規模校を対象とした学区再編は、合併前後で実施されていない。 等</li> </ul>
生活基盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中心市街地を中心に、地元商店、大型スーパー等が多く立地しており、医療施設も充実している。徒歩での移動が可能であり、また公共交通の利便性も高いことから買物、医療に関する利便性は高い。</li> <li>○しかしながら、市街地の郊外部では、公共交通の利便性は低く、また、主要施設が離れて立地していることから、車を自由に使えない高齢者等にとってはアクセス性に課題を抱えている。 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庁舎周辺または駅周辺エリアにはスーパーや金融機関、診療所等が立地しているが、その他の地域には、十分な買物環境等を持たない地域が多い。</li> <li>○車を自由に使える人は、国分・隼人地区または近隣市の大型スーパー等を活用しているが、車を自由に使えない高齢者等は、近隣地域(庁舎や駅周辺)のスーパーや個人商店、診療所等に通う。公共交通としてはふれあいバスがあるが、ルートや頻度など利便性に課題を抱えており、家族の送迎、診療所等の送迎サービスに頼る高齢者が多い。</li> <li>○一部地域では、民間事業者により移動販売によるサービスが提供されている。NPOにより送迎サービスが提供されている地域も見られる。 等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地においても、中心市街地では循環バス等が整備され交通利便性が高いが、郊外部では公共交通の路線数、本数は限定されており、車を自由に使えない高齢者等の移動が課題となっている。</li> <li>○浸水区域に立地する避難所指定施設がみられている。</li> <li>○古い市営住宅では空家が多い。 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古い市営住宅では空家が多い。 等</li> </ul>

## (2) まちづくりの方向性

- 地区・地域の困りごとに対応するための方針としては、市街地では、希薄化した地域コミュニティに係る意識を醸成するための取組み等が期待されるほか、老朽化し空室率の高い公営住宅の建替えや除去、機能の観点から既存施設を見直していくこと等が考えられる。
- 中山間地域では、地域コミュニティの維持・継続に対する危機感が強く、周辺地域が交流することにより地域コミュニティを維持継続していくことが求められる。また、買物、医療等のサービスを確保するため、移動手段（公共施設）の確保・維持・改善を図るほか、移動販売については、これらのサービスを必要としている人（移動が困難な高齢者等）のサービス利用状況等を把握し、事業者間の調整等の必要な支援を講じることにより、サービスの向上を図っていくことが考えられる。

図表 市街地及び中山間地域におけるまちづくりの方向性



### 3-4 本市の公共施設マネジメントの方向性

- 本市の公共施設マネジメントは、財政的な観点から公共施設の実態把握を行い、更新等に係るコストの削減を図っていくことを前提に、本市が抱える地域課題解決を図る取組みである。そのため、これまでに整理した本市のまちづくりの方向性等を踏まえ、総合的な取組みとして推進していく。
- 以下、本市の公共施設マネジメントの方向性について、整理する。

#### (1) 市全体として推進する事項

- 本市は、旧市町時代に整備された施設を、合併後に再編することなく維持してきたため、施設保有量が多く、その更新に係るコスト負担が課題となっている。そのため、ホール、歴史民俗資料館、スポーツ・レクリエーション系施設など、地区レベルで保有する必要のない機能・施設は1箇所に集約するなど、統廃合を推進することで総量の圧縮を図っていく。

#### (2) 市街地・中山間地域の実態を踏まえ推進する事項

##### 1) 市街地において推進する事項

- 多くの公共施設を保有する市街地では、今後の更新・改修等に係るコスト負担を軽減するため、主として以下の2つの取組みを推進する。

##### ①機能に着目した分野横断的な施設の整理(機能集約)

- 市民文化系施設を中心として、分野横断的に機能に着目した施設の整理を行い、重複施設の廃止、集約化・複合化等により総量の削減を行う。  
地域住民からは、地域活動等に活用できる場の提供を望む声も聞かれていることから、公共施設を地域コミュニティに開放するとともに、一部の住民、団体だけではなく、幅広い世代、団体が活用できる場として定着させる等により、希薄化する市街地における地域コミュニティの活性化・再生を図る。

##### ②公営住宅の見直し

- 特に総量の多い公営住宅は早急に既存施設の見直しを図る。  
市営住宅のうち築50年以上が経過した施設は空家が目立ち、周辺環境への悪影響等が懸念されている。また、築年数の経過した低層住宅も立地しており、資産の有効活用の観点からは課題である。  
公有資産の有効活用、市街地の住環境の維持、魅力向上等の観点から、その他の住宅をも含め、築年数や空室率等の実態を客観的に整理し、売却、建替え、転用等の方向性を検討する。  
また、市街地では近年もマンション建設が進められていることから、建替え等の事業実施に際しては、民間投資を導入し効率的な事業実施または収益性の確保を図っていく。手法の検討に当たっては、民間活力の活用(PFI等)も視野に入れつつ検討を進める。

##### 2) 中山間地域において推進する事項

##### ①拠点への集約化、分野横断的な施設の整理(機能集約)

- 中山間地域では、地区における各種機能を地区の“拠点”に集約化することで、施設の総量を減らしつつ、生活サービスや地域コミュニティを維持継続していく。

- 拠点とは、施設単体を示すものではなく、買い物や医療・福祉、行政サービスなど複数の生活サービスが、概ね徒歩で移動できる範囲に集まるエリアを想定しており、地区毎に、人口の集積状況や公共施設、商業施設、医療機関等の立地状況を踏まえ検討していくが、本市の現状を鑑みると、庁舎周辺のエリア等を拠点として位置づけていくことが考えられる。
- 拠点には、地区で必要な機能を集約していく。その際、拠点内に立地する施設の性能（規模、施設構成、築年数等）を踏まえ、効率的な施設利用の観点から機能の集約・複合化を推進し、重複する施設については廃止、除却等を推進し、総量の縮減を図る（庁舎等の空きスペースに、周辺に立地する市民文化系施設、社会教育施設等の機能を集約化し、複合施設として運営する 等）
- 拠点が持つべき機能・役割は、下表のイメージを参考に、地区のまちづくりの方向性を踏まえ検討する。  
そのうち、特に地域コミュニティの拠点としての役割は重要であり、公共施設の再編にあわせ、行政が、地区内の幅広い世代、地区自治公民館区の住民が集まり、活動する機会を創出することにより、住民同士の新たな交流を促しコミュニティの活性化・再生を図っていく。  
また、各集落から拠点までは、公共交通等により、車を自由に使えない人でも日常的に通うことができることを目指す。各集落から地区の拠点、地区の拠点から市街地または他地区の拠点までを公共交通により移動できることを目指し、地区の交通の拠点としての役割を果たす。

図表 拠点の機能・役割イメージ

<p><b>コミュニティの拠点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区の住民、多様な組織(地区自治公民館、子ども会、老人会、NPO等)、行政職員など、幅広い主体、年齢層の方々が、交流を図るための拠点。 (例: 拠点に立地する公共施設(庁舎等)の空きスペースを公民館として活用することで、地域住民の活動の場を確保する等)</li> <li>• 路線バス、ふれあいバス等の公共交通の待合所、放課後の児童と親の待ち合わせ場所、買物や通院後に立ち寄り一息つける場所など、地区の方々が滞留できる拠点 (例: 庁舎等のエントランスを市民に開放したり、庁舎空きスペースに図書館や学習室を設置し、放課後や休日の子どもたちが集まる場所として活用したり、待ち合わせスペースとして活用する等)</li> </ul>
<p><b>生活サービスの拠点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• スーパー等の買物施設、診療所・病院、金融機関等、生活に必要な施設が歩いて動ける範囲内に立地している拠点。車を自由に使えない高齢者等でも拠点を訪れることでこれらの必要なサービスを楽しむことができる。</li> </ul>
<p><b>交通の拠点</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地区内においては、拠点を中心としてそれぞれの地区自治公民館区を結ぶ公共交通ネットワーク網を構築するとともに、国分、隼人方面または近隣市とを結ぶ交通結節点としての役割を持つ</li> </ul>

## ②公営住宅および学校教育施設の見直し

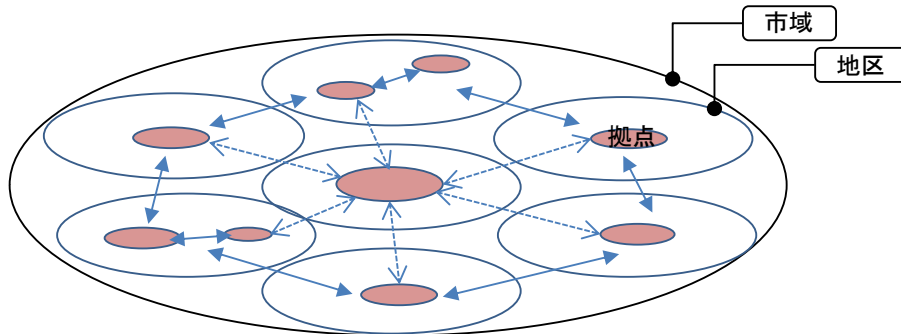
- 公営住宅の空き家が課題となっていることから、地域の人口動態、性能の観点から見直しを図り、廃止が妥当と認められた施設の廃止、除去を推進する。
- また、小中学校の小規模校化への対応に係る検討に着手していく。

### 3) 市全体として推進する事項

#### ①拠点間のネットワーク化による市全体としての補完関係の構築

- 市全体としては、国分地区、隼人地区の市街地を市の中心と位置付け、市の中心とそれぞれの拠点を公共交通等でネットワーク化する。
- そのことにより、市街地、中山間地域それぞれが課題解決に取り組みながら、1つの拠点では確保できない機能は、複数の拠点又は市全体として補完していくことを目指す。

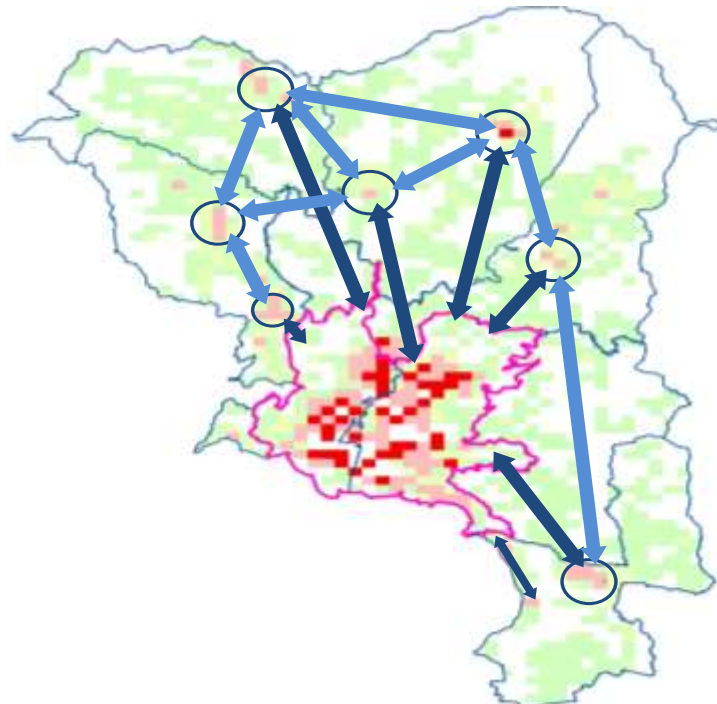
図表 各地区の拠点間における連携イメージ



#### ②地区の境界を越えた連携の推進

- 福山地区沿岸部（福山地域）と国分市街地、横川地区と牧園地区の一部、霧島地区と牧園地区の一部等、地理的に近隣地区の拠点の方が近い地域においては、公共交通により移動手段を確保するなど、地区の境界を越えた連携・交流を推進する。
- また、地区の境界付近の公共施設を共有し、地域同士の交流を促進し、新たな地域コミュニティ創出を図るなど、地区の範囲を越えた施設の共有、集約化の方向性、更には施設再編を契機とした地域コミュニティ活性化方策についても併せて検討する。

図表 地区の拠点間、地区境界付近の地区自治公民館区同士の連携イメージ



#### 4. 地区別の公共施設マネジメントの方向性（地区計画）

○地区別計画については、地区ごとのまちづくりの方向性等を踏まえ検討を進める。  
(現在の検討状況:別資料を参照)

4-1 国分地区

4-2 溝辺地区

4-3 横川地区

4-4 牧園地区

4-5 霧島地区

4-6 隼人地区

4-7 福山地区



## II. 參考資料